

本 文	取 扱 い
<p>(趣 旨)</p> <p>第1 この指針は、障害者優先調達推進法の調達方針に基づき、障がい者の自立及び社会参加を支援することを目的として、障がい者就労施設等で行う障がい者の活動の成果品である物品等を、大阪府が障がい者就労施設等から積極的に調達するために必要な事項及び事務の取扱いについて定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2 この指針において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい者就労施設等 次のアからカまでの施設等をいう。 ア 障がい者支援施設 イ 地域活動支援センター ウ 障がい福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設 エ 小規模作業所 オ 特例子会社 カ 重度障がい者多数雇用事業所 キ 在宅就業障がい者 ク 在宅就業支援団体 ケ 府から企業等と障がい者施設等の受発注コーディネート業務に関する委託を受けた法人等 コ アからエに掲げる施設等において生産された物品等を取り扱う店舗等(ただし、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が経営するものに限る。)</p> <p>(2) 物品等 障がい者就労施設等から調達する物品及び役務の提供をいう。</p> <p>(物品等の情報の提供)</p> <p>第3 福祉部障がい福祉室長は、物品等の調達が円滑に行えるよう、供給できる物品等の情報を本庁及び予算執行機関(以下、「発注機関」という。)の長に提供するものとする。</p> <p>(物品等の調達に伴う契約)</p> <p>第4 発注機関の長は、障がい者就労施設等から調達することが可能な物品及び役務の調達において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号及び第3号の規定並びに大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第61条の2の規定により随意契約によることができる場合は、予算の適切な執行に配慮し、障がい者就労施設等を経営する者と契約するよう努めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により障がい者就労施設等を経営する者と随意契約を締結しようとするときは、大阪府財務規則の運用第62条関係「2(1)」の規定により比較見積を省略することができるものとする。</p> <p>3 第1項の規定により障がい者就労施設等を経営する者と随意契約を締結しようとする場合は、大阪府財務規則第</p>	<p>○ 障害者優先調達推進法 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号)</p> <p>○ 障がい者 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障がい者</p> <p>○ 障がい者就労施設等 ア 障がい者支援施設 府の区域内に存する障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障がい者支援施設 イ 地域活動支援センター 府の区域内に存する障害者総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センター ウ 障がい福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設 府の区域内に存する障害者総合支援法第5条第1項に規定する障がい福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設 エ 小規模作業所 府の区域内に存する障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障がい者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設 オ 特例子会社 府の区域内に存する障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第1号に規定する事業所 カ 重度障がい者多数雇用事業所 府の区域内に存する障害者優先調達推進法施行令(平成25年政令第22号)第1条第2号に規定する事業所 キ 在宅就業障がい者 府の区域内に存する障害者雇用促進法(昭和35年法律第123号)第74条の2第3項第1号に規定する者 ク 在宅就業支援団体 府の区域内に存する障害者雇用促進法(昭和35年法律第123号)第74条の3第1項に規定する団体 ケ アからエに掲げる施設等において生産された物品等を取り扱う店舗等(ただし、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が経営するものに限る。) 上記ア～エの施設において生産された物品等を同施設からの委託を受けて提供、販売する社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人経営の店舗等</p> <p>○ 物品等 第2(1)に規定する障がい者就労施設等から調達する物品及び役務の提供</p>

本 文	取 扱 い
<p>68 条第 6 号の規定に該当し、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。</p> <p>(障がい者就労施設等からの物品の購入の手続)</p> <p>第5 発注機関(警察署を除く。)において、障がい者就労施設等から物品の購入を行う場合は、大阪府財務規則の運用第 78 条関係「2(12)」の規定により、当該物品は大阪府財務規則第 78 条第 2 項に規定する「知事が別に指定するもの」に該当するため、総務部契約局長に請求することなく、各発注機関の長において購入するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第6 その他、この指針に定めがないものについては、大阪府財務規則の規定によるものとする。</p> <p>(附 則)</p> <p>この指針は、平成 13 年 6 月 1 日から適用する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この指針は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この指針は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この指針は、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この指針は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この指針は、平成 22 年 3 月 24 日から適用する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この指針は、平成 24 年 4 月 13 日から適用する。</p> <p>(附 則)</p> <p>この指針は、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。</p>	<p>○ 物品等の情報の提供 製品カタログ及びホームページによる物品等の情報の提供</p> <p>○ 障がい者就労施設等を経営する者 障がい者就労施設等を経営する社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、特定非営利活動法人若しくは地方公共団体(ただし、行為者は法人の理事長、市町村長等法人の代表者である。)又は障がい者就労施設等を設置、運営する団体の代表者</p> <p>○ 比較見積の省略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の自立及び社会参加を支援するための障がい者就労施設等からの物品等の調達という行政目的の観点から、当該目的を達成するためには、障がい者就労施設等から物品等を調達する以外なく、大阪府財務規則の運用第 62 条関係「2(1)特定のものでなければ履行できないもの」に該当し、比較見積を省略することができる。 ・ 比較見積の省略理由については、物品等の調達の起案の際に「本調達は障がい者就労施設等から調達する物品等であり、大阪府財務規則の運用第 62 条関係 2(1)の規定により、比較見積を省略。」と記すことにより、別途比較見積書を徴しない理由書を添付することは、要しないものとする。 <p>○ 物品の購入の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 13 年 4 月 1 日より障がい者就労施設等から調達する物品は「知事が別に指定するもの」(「指定物品」)に含められ、平成 25 年 1 月 1 日改正後の大阪府財務規則の運用第 78 条関係「2(12)」においても引き続き「知事が別に指定するもの」(「指定物品」)とされている。